



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

2

9

電信写

08-059

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

大務務 典房  
次次 審審長長  
臣秘官官審審長長

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

経外査即 博代表  
大大 察位  
使使研審準

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

対文 厚情オ  
活  
審察人 儀警史

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

報官

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

長

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

参政保对旅外

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

審地中東  
参北東西

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

長

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

米長

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

南長

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

審西ソ洋  
西東

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

アア

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

経途博  
経漁国  
経エ国  
安ネ二

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

参海 審準

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

協長  
参調技有理

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

長  
審条協規

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

長  
審政経人  
審軍社

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

審  
科原

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

長  
参折調  
安

総番号 R199736

主管

月 4日  
平成 2年 10月 5日

ジョルダン 発  
本省 着

報 報

外務大臣殿

野々山大使

海部総理とラマダン・イラク第一副首相との会談（同行記者ブリーフ）

第1203号 大至急

1. 4日行われた標記会談に関するワタナベ中近東アフリカ局長のブリーフ概要次のとおり。

(1) 標記会談は4日午前8時より9時45分ころまで王きゆう内で行われた。同席者は先方ハムドゥーン外務次官、ハミド第一政務局長、ラウイギ典長、当方オワダ外審、私（ワタナベ局長）、カククラ・イラク大使である。

(2) 会談要旨

総理より、武力による他国の侵略は認められないのが国際社会の一致した声であること、イラクのクウェイトからの撤退、クウェイト正統政府の復帰、全ての外国人の自由の回復が行われなければならない、そのためのイラクの決断を求める。イラクが右を行つて初めて平和のための話し合いの機会が生まれてくるであろうとの趣旨をくり返し発言。

これに対し、イラク側は (i) クウェイトは歴史的にイラクの領土である、(ii) イラン・イラク戦争後国際的に反イラクのいん謀が起こつた、(iii) 今回の事態の発生後外国勢力のかい入により問題の解決が困難になつた、(iv) この問題以外にも安保理決議があるが解決されていない、パレスチナ問題等も同時に解決されるべきである、との主張をくり返し、また外国人抑留者についても、平和のためのお客であるとの従来の立場を述べることに終始した。

またいずれにせよ政治的対話の道は開いておきたいというのが日・イ両方の立場であるということで会談を了した。

(3) 詳細説明

(イ) 総理より、「日本とイラクの間ではかねてから経済協力、技術協力等の関係があり、イラン・イラク

## 電信写

戦争も終わり、新たな協力関係を再開するという時に突然イラクのクウェイト侵攻の事態が起こり、自分は現在の事態を大変ゆう慮している。世界が東西対決から戦後の新しいちつ序を模策している時に今回の事態が起こった。国際社会は力で他国をへい合することは容認できないと言っているが、これは国際ちつ序の破かいにつながるためである。まずイラクに対して、クウェイトからの撤退、クウェイト正統政府の復帰、全ての外国人の自由の回復という大きな決断を求めたい。イラクがこれについて決断をして初めて平和のための話し合いの機会が生まれるであろう。」と発言。

(ロ) これに対し、ラマダン副首相より、今日の事件の原因・はい景について事実として知って欲しいとして以下を説明。

(i) クウェイトは歴史的にイラクの一部であつたが、英帝国主義、その後は「ク」政府の立場によつてイラクからとられてしまった。イラクは、クウェイト独立以来イラク・クウェイト国境を認めておらず、クウェイトはイラクにへい合さるべきことを内外に表明してきた。更にイ・イ戦争の間、クウェイトはこれを利用してイラクから領土をうばおうとさえした。

(ii) イ・イ紛争終結以来、イスラエル・米国、欧州で反イラクキャンペーンが始まつた。例えばイラクの化学兵器、最新兵器の入手の努力、非人道的行為を非難するキャンペーンがあつた。これはその後経済的な反イラク活動にもつながり、石油の価格を下げるという動きとなり、クウェイトもア首連もこれに同調した。イラクにとつてゆい一の収入源は石油であるので、これは大きな問題となり、結局8月2日の事態となつた。

(iii) 8月2日の事件以来アラブわく内の解決の話が進んでいたところに、米国は極めて早く軍の派遣、経済制裁を決めた。これが問題の解決の障害となつてきた。今や事態は世界的な戦争が起こるかもしれないところまで拡大した。非アラブ勢力の軍事的いかくの下で政治的解決をすることはできない。

(iv) これまである国が他国を侵略したことについての安保理決議があるが、これらはいずれも実行されていない。今回の事件とこれらの事件との間ではあまりに国際的な扱が違ふ。

(ハ) さらに「ラ」副首相は次のとおり発言。

(i) 総理は米国人のこう留について述べられたが、この人達は人質とよばれるようなものではない。イラクは反イラク行動をとつている国の人々をこう留者として迎えているが、これは平和的目的のためである。

## 電信写

(i i) いわゆる仏提案をイラクは物事の初まりとして評価している。平和的解決の初まりということでこれをフォローアップしたい。

(i i i) 戦争が起これば極めてひげきのなことになる。米国は最初に戦果を上げるかもしれないが、広く世界において損害をおおむることになる。

(二) 上記に対し総理より次のとおり発言。

(i) 今の話は従来から報告を受け承知しているところである。自分が言いたいことは、新しい国際社会のちつ序の中で、はい景・原因の如何にかかわらず武力によつて二国間の紛争を解決するということは容認できないということである。これは米国のみならず国際社会の立場であることをイラクは理解すべきである。この局面を転換するためには、イラクがクウェイトから撤退し、クウェイト正統政府の復帰を認め、全ての外国人の自由を回復することが必要である。

(i i) 原則は全ての外国人の自由の回復であるが、特に日本人について言えば、彼らはイラクの経済建設・発展に参加してきた人達であつて、こうした人達をこう束束することは認められない。

(i i i) イラクが決断を行つて、国際社会に復帰することで初めて、中東和平の他世界の重要問題について話し合うことができるだろう。

(ホ) 総理より、イラクとの政治対話は本日で終わるものとは考えていない旨発言。これに対し先方も、「政治的対話を続けることを希望する。その政治対話において、イラク人が物資欠ぼうにおちいつている問題、パレスチナ問題その他多くの問題を話し合つて行きたい。イラクは戦争を欲しない。戦争は大きな損害をもたらすためである。」と応答。

これに対し更に総理は、「日本は自らの立場として武力による国際紛争の解決は認められないとの立場を取っている。日本は今日の事態は公正に平和的に解決されねばならないとの立場であり、そのためにできるかぎりの努力をしてきている。特にイラクが国際社会の基本原則に反し、本人の意思に反して外国人をこう束束していることは認められない。クウェイトとの紛争を武力により解決しようとしたことは認められない。全ては8月2日のイラクの行動によつて始まつたことであるから、イラクは国連安保理決議に従つて、8月2日以前の状態に事態をもどすべきである。」旨述べ、会談を了した。

2. 質疑応答の概要次のとおり。

## 電信写

(問) 引き続き両国間で対話を続けるということで合意したと言つてよいのか。

(局長) 合意というより双方ともに今後とも対話を続けることを希望するということである。

(問) イラクがミッテラン提案に言及したとき、海部総理はどう答えたのか。

(局長) 話の大きな長い流れの中でイラクがそれに触れたわけで、これを大きく取り上げたとの感じではなかつた。総理はこのことについて直接は答えていない。

(問) フセイン大統領からの親書やメッセージはいつたか。

(局長) 無い。

(問) ふん囲気はどうだつたか。

(局長) お互いに真げんに話し合つた。

(問) こう留されている日本人について総理は言及されたが、これはイラク在留の日本人を含めてのことか、それともクウェイトにいた人質を対象にした発言か。

(局長) 国の経済建設・発展にこうけんしてきた人達であるという総理の言い方であるが、クウェイト、イラクとはつきり分けているわけではなく、総理の頭の中には全体としてイラクでこう留されている人達のとが頭にあるのだと思う。

(問) 次の政治的対話のタイミングについて話が出たか。

(局長) 具体的な話はない。

(問) イラク側より人質を釈放する等のニュアンスの発言はなかつたのか。

(局長) 全然出ていない。

(問) 総理より病人等の段階的釈放の話はしなかつたのか。

(局長) 出なかつた。

(問) 予定の時間を1時間近くものびたが理由は何か。

(局長) 特別な理由はないが、一つはアラビア語の通訳で時間がかかつたことに加え、話をともかくつくそうということで時間をのばした。

(問) 双方がお互いに言いたいことを言い合つて時間がのびたということか。

(局長) 基本的には双方がそれぞれの立場を述べあつた終始したということである。

## 電信写

(問) 会談は途中中絶があつたのか。

(局長) 無かつた。

(問) 日本の多国籍軍支援につき先方より言及はあつたか。

(局長) 具体的にそれについての言及は無かつた。

(問) 発言時間は日・イ同程度だつたのか。

(局長) 大体おなじくらいであつた。

イラクに転電した。(了)